

山北町第 3 期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

本業務は、「山北町第 2 期人口ビジョン・総合戦略」の計画期間が令和 6 年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取り組みを進めるため、令和 7 年度を初年度とする「山北町第 3 期人口ビジョン・総合戦略」を策定することを目的とする。策定するにあたり、本業務に関する知識や経験を十分に有し、適正かつ効果的な運営の実施に最適な受託者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

山北町第 3 期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務

### (2) 業務内容

別添「山北町第 3 期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (4) 予算額

5, 192, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではない。

ただし、提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合は、失格とする。

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 国又は地方自治体から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 山北町暴力団排除条例(平成 23 年山北町条例第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触す

る行為を行っていないこと。

(5) 税又は公共料金を滞納していないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 本業務と同等程度の受託実績を有している者。

#### 4. 実施スケジュール

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 参加者募集開始     | 令和6年5月13日（月）    |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和6年5月17日（金）    |
| (3) 質問に対する回答    | 令和6年5月22日（水）    |
| (4) 参加申込書提出期限   | 令和6年5月24日（金）    |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年5月31日（金）    |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和6年6月17日（月） 予定 |
| (7) 審査結果の通知     | 令和6年6月24日（月） 予定 |

#### 5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次の書類を電子メールで提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類 質問書【様式2】

(3) 提出方法

担当部署へ電子メールで提出すること。提出後は、確認のため電話にて報告すること。なお、質問は本業務実施に係る内容及び企画提案書等の作成に係る事項に限るものとし、審査及び評価に係る質問は受け付けない。また、電子メール以外での質問については受け付けないため注意すること。

(4) 回答

令和6年5月22日（水）までに、山北町ホームページにて回答する。

#### 6. 参加申込の手続き

本プロポーザルへ参加する意思がある場合は、次の書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類 ・参加申込書【様式1】

・参加資格確認表【様式3】

・会社概要書【様式4】及びパンフレット

・登記簿謄本の写し

- ・納税証明書の写し
- ・暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

(3) 提出方法

担当部署へ持参（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送のいずれかの方法により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限まで必着とする。

## 7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへ参加申込を行った事業者は、次の書類を提出すること。なお、提案は1事業者につき1提案のみとする。

(1) 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類 ① 企画提案書【表紙は様式5、内容は任意様式】

② 類似業務実績書【様式6】

③ 業務実施体制表【様式7】

④ 見積書【任意様式】

(3) 提出方法

担当部署へ持参（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（配達証明付き書留郵便）のいずれかの方法により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限まで必着とする。また、提出期限後の資料の再提出及び差し替えは原則認めない。

(4) 提出部数

上記(2)①の様式5については原本1部を、それ以外は原本1部とその写しを5部作成し提出すること。

(5) 企画提案書の作成方法

① 山北町第3期人口ビジョン・総合戦略策定の方法について記載すること。

※独自のノウハウやネットワーク等の自社の強みや、実績等を踏まえて、記載すること

② 山北町第3期人口ビジョン・総合戦略策定について、どのような視点で助言等を行うことが有効か記載すること。

※今までの実績等を踏まえて記載すること。

③ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。なお、仕様書の内容は、業務を限定するものではなく、提案事業者独自の有益な提案があれば記載すること。

④ 用紙サイズはA4版縦の両面印刷（A3版の折込みも可）とし、横書き左綴じの製本を原則とする。また、提出書類はクリップ留めとし、ステープラー等は使用しないこと。

⑤ 文字サイズは、原則11ポイント以上（図表内の文字は除く）とする。

- ⑥ 企画提案書全体を通した連番でページ番号を記載すること。なお、ページ数に制限は定めない。

## 8. 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

山北町第3期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等とプレゼンテーションにより審査を行い、受託候補者を選定する。

### (2) プレゼンテーション審査

#### ① 実施日

令和6年6月17日（月）実施予定

※順序・開始時刻・会場等については、別途連絡する。

※実施日は変更する場合がある。

#### ② 実施時間

1事業者あたり30分程度とする。

企画提案書の内容説明 20分

質疑応答 10分

※準備片付はそれぞれ5分程度とし、実施時間には算入しないが速やかに行うこと。

#### ③ 出席者

3名以内とする。

※管理責任者となる者は必ず出席すること。

※説明及び質疑応答は、管理責任者又は実際に従事する担当者が行うこと。

#### ④ その他

ア プレゼンテーション審査の順序は、企画提案書等の提出順とする。

イ 提出された企画提案書等を基に説明すること。当日、資料の差し替えや追加配付は認めない。ただし、プロジェクター等の機器を用いた補足説明は認める。その際、企画提案書の修正や新たな提案等は認めず、内容が大きく逸脱することのないように注意すること。

ウ プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは本町において用意するが、パソコン等それ以外の機器を使用する場合は提案事業者で用意すること。

エ 本町が必要と認めた時には、追加資料の提出を依頼する場合がある。

オ プレゼンテーション審査は非公開とし、審査内容及び評価経過等に関する問い合わせには応じない。

### (3) 審査方法

① 評価は、別紙「審査評価基準表」にて定める。

② 「審査評価基準表」記載の項目に基づき100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が基準点（64点）を超えたもののうち、評価点の合計が高い上位3者程度を受

託候補者として選定する。

③ 最高得点が同数の者が複数いた場合は、審査委員会の協議により選定する。

(4) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査の実施後、参加したすべての提案事業者に対して文書により通知する。また、山北町ホームページにて公表する。なお、審査結果に対する異議の申立ては一切受け付けない。

## 9. 契約

審査委員会が選定した受託候補者と本町において、仕様書の詳細について協議のうえ、改めて見積書を徴収し、提案上限額の範囲内で、契約を締結するものとする。

## 10. 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合、又は満たさなくなった場合。
- (2) 提出期限や提出方法等、本要領で定めた手続きを遵守しなかった場合。
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 見積書の総額及び各年度の見積額が予算額を超えている場合。
- (6) プレゼンテーション審査を欠席した場合。
- (7) プレゼンテーション審査の公平性を害する行為があった場合。
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、審査委員会の委員長が失格であると認めた場合。

## 11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する必要経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書又は企画提案書等の提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当部署宛てに通知すること。なお、その場合の様式は任意とする。
- (3) 提出された企画提案書等はすべて返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は審査目的外に使用しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、提案事業者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された提案事業者が作成した企画提案書については、本町がプロポーザル審査に関する報告や公表等、事務処理において必要がある場合は、受託候補者にあらかじめ承諾を得ることにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。なお、企画提案書に含まれる第三者の著作権の使用については、提案事業者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る提出書類は、提案事業者の新たな発明、考案又は著作物の創作を含んでいる可能性を考慮し、情報公開の非対象とする。

- (7) 本町は、プロポーザル審査前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザル審査の実施を延期、又は取り止めることができる。この場合において、提案事業者が生じた損害は、提案事業者の負担とする。

## 12. 担当部署

本要領に関する問い合わせ、提出先は次のとおりとする。

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

山北町役場 企画総務課 企画班

電話：0465-75-3651（直通）

電子メール：kikaku-soumu@town.yamakita.kanagawa.jp